

○乗車用ヘルメツトの着用について（通達）

昭和61年7月9日

海幕総第3311号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

乗車用ヘルメツトの着用について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

なお、オートバイによる通勤者の安全ヘルメツトの着用に関する通達（海幕総第1193号。38. 3. 8）は、廃止する。

記

- 1 制服を着用して自動二輪車及び原動機付自転車により通勤等をする場合は、正帽に代えて乗車用ヘルメツトを着用するものとする。
- 2 制服を着用して自転車により通勤等をする場合で、安全上必要と認めるときは、正帽に代えて乗車用ヘルメツトを着用することができる。
- 3 乗車用ヘルメツトの色は、白色、黒色、黄色、紺色又はだいたい色系統で単一の色相とし、着用に当たっては自衛官としての品位を保つように留意する。